

翠巒体育会々則

第一条(名称)

この会の名称は翠巒体育会と称す。

第二条(事務局)

この会の事務局は高崎高校内に置く。

第三条(会員)

この会は高崎高校各運動部OB会員をもって組織する。

第四条(経費)

この会の経費は会費と寄附金をもって充当する。

第五条(目的)

この会は高崎高校運動部を後援し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第六条(事業)

前条の目的を達成するために次のことを行う

- 1 総会その他各種会合の開催
- 2 高崎高校運動部の後援
- 3 会員相互の親睦互助
- 4 会報誌(翠巒体育)の発行
- 5 ホームページの運営
- 6 その他必要と認められた事項

第七条(役員)

この会は次の役員を置き、会務を掌握する。

- 1 会長(一名)
会務を総括し、この会を代表する。
- 2 副会長(若干名)
会長を補佐し、会長に事故ある時これに代る。
- 3 会計(二名以上五名以内)
会計は、本会の会計をつかさどる。
- 4 監査(二名以上五名以内)
監査は、本会の会計を監査する。
- 5 理事(若干名)
理事は、各運動部OB会を代表し、本会との連絡にあたる。
- 6 顧問・参与(若干名)
会全般について意見を述べ、必要に応じて会長の諮問にあずかる。

第八条(役員を選出)

- 1 会長・副会長は、会員中より理事会が推薦し、総会において決定する。
- 2 会計は、会員中より互選し、会長が委嘱する。

- 3 監査は、会員中より互選し、会長が委嘱する。
- 4 理事は、各運動部 OB 会毎に二名以上を選出する。また、会長推薦の者若干名を総会の承認を経て決定することができる。
- 5 顧問・参与は理事会が推薦し、総会の承認を経て会長が委嘱する。

第九条(役員の任期)

役員の任期はそれぞれ二年とする。但し再選はこれを妨げない。

第十条(総会)

この会は毎年一回、六月に総会を開催し、次の事項について審議する。

- 1 予算及び決算
- 2 行事計画及び報告
- 3 役員の決定
- 4 会則の変更
- 5 新役員の紹介
- 6 その他の重要事項

第十一条(臨時総会)

総会又は理事会は必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第十二条(理事会)

理事会は必要に応じて会長が召集し、会務について協議決定する。

又会長は理事の過半数からその希望があった場合はこれを召集せねばならない。

第十三条(議決)

総会又は理事会はその出席者をもって成立し、議決は多数決とする。

第十四条(会計年度)

この会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十五条(会則変更)

会則の変更は総会の議決による。

第十六条(施行細則)

この会の会則の施行に関する細則は別に定める。但し細則は理事会において改廃することができる。

施行細則

第一条(臨時会費)

会費は各運動部OB会毎に年額25,000円とし、臨時に徴収することもある。

昭和48年5月1日施行

昭和50年6月11日改定 平成6年6月1日改定 平成17年6月24日改定